

その他の要望項目

I. 企業年金保険関係

◎ 公的年金制度を補完する企業年金制度（確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度）および確定拠出年金制度等の積立金に係る特別法人税を撤廃すること、撤廃に至らない場合であっても課税停止措置を延長すること

確定給付企業年金、厚生年金基金を中心とする企業年金ならびに確定拠出年金は、公的年金を補完する制度として、勤労者の老後生活を保障する上で重要な役割を担っていますが、我が国の急速な少子高齢化の進展に伴い、その重要性は従来以上に高まるものと考えられます。

これらの年金制度においては、現在、約1.2%の税率（地方税を含む）で特別法人税が課されることになっていますが（令和5年3月末まで課税凍結中）、昨今の厳しい運用環境下での1.2%の負担は極めて大きく、企業年金制度の持続性や受給権の保全にも支障をきたすこととなります（図表15）。さらに、退職給付会計により企業年金の積立不足額が負債計上されるため、財務諸効率の悪化を通じ企業格付にまで影響を及ぼすことになりかねません。

また、確定拠出年金の場合、企業型年金のみならず、個人型年金の積立金に対しても特別法人税が徴収されることになっており、当該制度の普及・発展の大きな障壁となることが懸念されます。

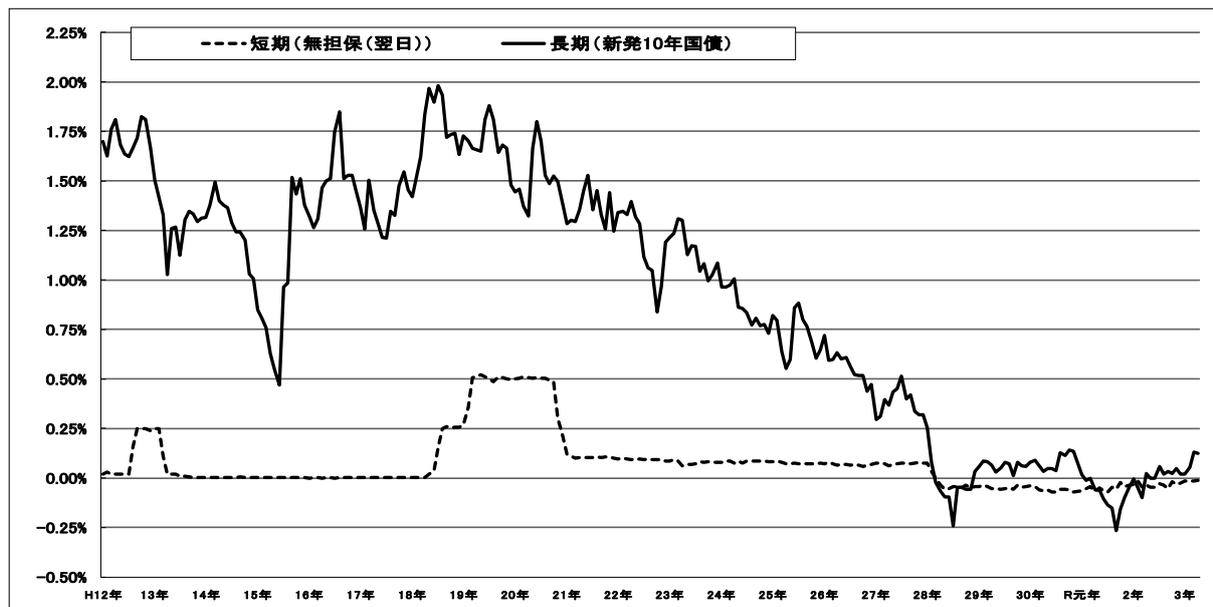
そもそも諸外国の企業年金制度においては、積立金に課税している例はなく、国際的整合性の観点からも大きな問題であると言えます（図表16）。

試算によれば、仮に特別法人税が復活した場合、25年間の積み立てで年金給付水準が約20%削減されてしまうこととなります（図表17）。

今後、年金課税について、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討していくにあたっては、運用段階の課税である特別法人税について、より豊かで安定した老後生活を確保するため、また、公的年金を補完する企業年金制度の健全な発展のために、適用凍結ではなく撤廃を要望します。また、撤廃に至らない場合であっても、課税停止措置を延長することを要望します。

あわせて、事業主が勤労者の財産形成のために資金を拠出する制度である財形給付金契約や財形基金契約の積立金に対しても特別法人税が課されることになっていることから、財形給付金契約および財形基金契約の積立金に係る特別法人税についても撤廃を要望します。また、撤廃に至らない場合であっても、課税停止措置を延長することを要望します。

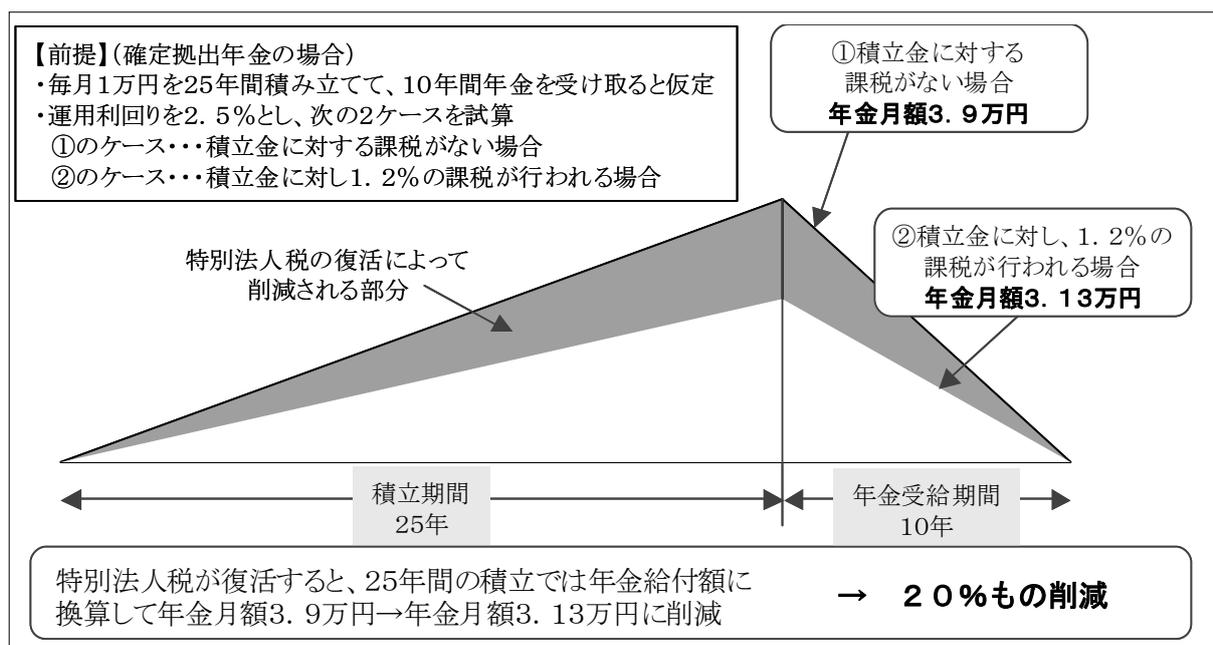
(図表 1 5) 短期・長期金利の推移



(図表 1 6) 主要各国の年金課税の原則

	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	日本
拠出段階		非課税	非課税	非課税	非課税
運用段階		非課税	非課税	非課税	課税
給付段階		課税	課税	課税	課税

(図表 1 7) 特別法人税が復活した場合の年金給付額試算



◎ 確定給付企業年金制度において、現行のとおり拠出限度額を設定しないこと

現在、老後の所得確保に向けた支援を公平かつ分かりやすくする観点等から、確定給付企業年金制度を含めた拠出限度額の在り方について、社会保障審議会企業年金・個人年金部会において引き続きの検討課題とされています。

確定給付企業年金制度は、現在、拠出限度額が設けられておらず、労使合意を前提に退職給付制度として広く活用されており、自由な制度設計を妨げないことが制度の普及・推進および高齢期の所得確保にもつながるものと考えます。

また、拠出限度額の水準次第ではありますが、拠出限度額を超えて拠出している確定給付企業年金制度の加入者は、拠出が抑制され、それに伴って給付水準が減少することが懸念されます。

なお、例えば、給付水準が減少しないように、退職一時金制度に移行した場合には、結果的に従業員の受給権保護が後退する可能性も考えられます。

そのため、確定給付企業年金制度において現行のとおり拠出限度額を設定しないこととすることを要望します。

**◎ 確定給付企業年金制度における中途引出し(脱退一時金)
の在り方の検討にあたって、現行のとおり中途引出しを
認めること**

現在、高齢期の所得確保を図る観点等から、確定給付企業年金制度を含めた中途引出しの在り方について、社会保障審議会企業年金・個人年金部会において引き続きの検討課題とされています。

確定給付企業年金制度は、高齢期の所得確保のみならず、退職給付制度として広く活用されているため、中途引出し(中途退職時の給付)は、企業の退職給付制度の設計上必要不可欠であるとともに、従業員にとっても中途退職時の所得確保として重要な役割を担っています。

それを制限すると、企業が確定給付企業年金制度を退職一時金制度に移行するなどにより、結果的に従業員の受給権保護が後退する可能性があるものと考えられます。

そのため、中途退職時の所得確保の観点および受給権保護の観点から、確定給付企業年金制度においては現行のとおり中途引出しを認めることを要望します。

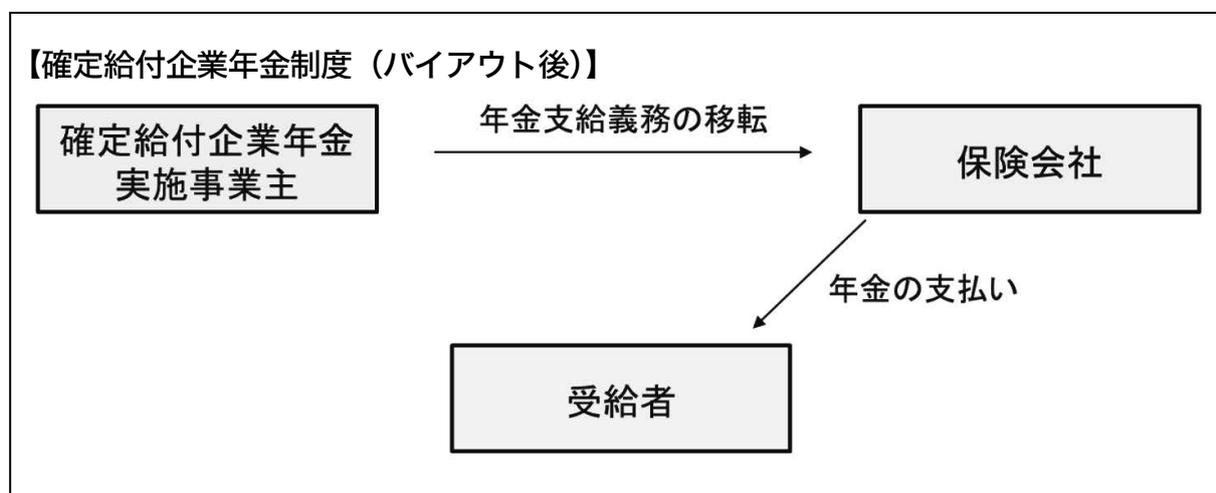
◎ 確定給付企業年金制度について、欧米における閉鎖型DBのバイアウト等のように、企業の年金支給義務を移転させる仕組みを導入するための措置を講ずること

確定給付企業年金制度では、将来的に「年金での受給の増加によるリスクの増大」、「長期金利（割引率）の低下による退職給付債務の増大」等により事業主の維持コストや負債が増大する可能性があります。年金の資産と債務の全部または一部を保険会社などの第三者に移転するバイアウト等を活用することで、将来、リスクが顕在化した際に事業主が被る当該コストや負債の増大等の影響を消滅・削減させることが可能となります。

また、加入者（受給者）にとっては、事業主が終身年金受取や有期年金受取を採用した確定給付企業年金制度を有し続けることが困難となった場合であっても、バイアウト等を活用してリスクオフを行うことが可能となれば、年金受取りが維持されることが期待されます。

上記を踏まえ、バイアウト等のように企業の年金支給義務を移転させる仕組みを導入できるようにするため、年金支給義務を移転する際に非課税とすること、およびバイアウト後の年金給付を公的年金等控除の対象とする等の措置を講ずることを要望します（図表18）。

（図表18）バイアウトのイメージ



◎ 確定給付企業年金制度における過去勤務債務等に対する事業主掛金等について、早期の年金財政の健全化に資する柔軟な取扱いを可能とすること

早期の年金財政の健全化に資する柔軟な取扱いとして、以下の措置を講ずることを要望します。

① 確定給付企業年金制度における過去勤務債務の一括償却等の導入

近年における市場環境の変動性の高まりや、退職給付に係る会計基準の改正による積立不足の即時認識の適用に合わせて、年金制度においても積立不足額を即時に償却する方法の選択を可能とすることなど、中長期的に過去勤務債務償却を円滑に実現するだけでなく、母体企業が負担可能な場合には早期の年金財政の健全化に資する柔軟な取扱いとして一括償却も可能とすることを要望します（図表19）。

② 基金型確定給付企業年金制度における予算に基づく特例掛金の導入

厚生年金基金制度で認められている、翌年度に発生予定の積立不足額に基づき設定可能な特例掛金について、早期の年金財政の健全化に資する柔軟な取扱いとして、厚生年金基金制度と同様に予算作成を行っている基金型確定給付企業年金制度についても特例掛金の設定を可能とすることを要望します（図表20）。

(図表19) 確定給付企業年金制度における過去勤務債務の一括償却等の導入

【現行】		➔	【要望】
償却方法	内容		一括償却の導入
均等償却	過去勤務債務の額を3年以上20年以内の予定償却期間で均等に償却する方法 ※弾力償却（予定償却期間と最短償却期間に応じ、均等償却の方法で計算した特別掛金額を下限および上限として、その範囲内で償却する方法）も可能		
定率償却	過去勤務債務の額に15/100以上50/100以下の範囲内で一定の割合を乗じて償却する方法		

(図表20) 基金型確定給付企業年金制度における予算に基づく特例掛金の導入

【現行】		【要望】	
厚生年金基金制度	基金型確定給付企業年金制度	厚生年金基金制度	基金型確定給付企業年金制度
○	×	○	○

◎企業型確定拠出年金制度における退職時の中途引出し (脱退一時金) について支給要件を緩和すること

企業型確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件は、加入者が資格喪失したことに加え、個人別管理資産の額が極めて少額（1.5万円以下）等の要件を満たす場合、または国民年金保険料の納付を免除されている方（障害給付金の受給権者を除く）であって通算拠出期間が短い（3年以下）もしくは資産額が少額（25万円以下）である等の要件を満たす場合等となっているため、原則として60歳に達するまで給付を受けることができません。

外国籍加入者が帰国して厚生年金適用事業所に使用されなくなった場合について通算拠出期間が短い、または資産額が少額である場合等に限った措置は、2022年5月に施行される予定です。一方で、資産額等の要件を満たさない場合であっても外国籍加入者の国外転居や加入者の被災等により厚生年金適用事業所に使用されなくなった場合に、一時金を受け取りたいというニーズがあります。

そのため、上記のような一定の要件を満たした場合に脱退一時金を支給可能とすべく、支給要件の緩和を要望します（図表21）。

(図表21) 企業型確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件の緩和

	60歳未満の退職	
企業型 確定拠出年金制度	【現行】 脱退一時金支給原則不可	【要望】 一定の要件※を満たした場合に脱退一時金支給可

※外国籍加入者の国外転居や加入者の被災等により厚生年金適用事業所に使用されなくなった場合